

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田清敬

佐賀県教育委員会規則第8号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(課の分掌事務)</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課・教育情報課 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>公立学校共済組合及び財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>学校教育課～教育支援課 略</p> | <p>(課の分掌事務)</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課・教育情報課 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公立学校共済組合及び<u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>学校教育課～教育支援課 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。